

○ 土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和 31 年 8 月 13 日付け 31 農地第 3966 号農林事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（通則）</p> <p>第 1 土地改良事業関係補助金（以下「補助金」という。）の交付については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）、土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、<u>農林畜水産業関係補助金等交付規則</u>（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）、<u>予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件</u>（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 13 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件（平成 13 年 4 月 13 日農林水産省告示第 538 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>第 2～第 10 （略）</p> <p>（軽微な変更）</p> <p>第 11 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。</p> <p>1 別表の事業等の欄に掲げる（1）、（2）、（8）、（9）、（10）、（11）、<u>（13）及び（14）</u>の事業（ただし、（2）の事業のうち地理情報システム高度利用推進事業、（8）の事業のうち実施計画等策定事業（実施計画策定事業に限る。）、草地畜産基盤整備事業、農村環境計画策定事業<u>及び農業基盤整備促進事業</u>、（9）の事業のうち実施計画等策定事業（実施計画策定事業に限る。）及び農村環境計画策定事業、（10）の事業のうち実施計画策定事業（施設計画策定事業に限る。）、（11）の事業のうち実施計画等策定事業（計画策定事業に限る。）並びに（13）の事業のうち計画策定等事業を除く。）に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>2～9 （略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（通則）</p> <p>第 1 土地改良事業関係補助金（以下「補助金」という。）の交付については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）、土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、<u>農林畜水産業関係補助金等交付規則</u>（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）<u>及び</u>予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 13 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件（平成 13 年 4 月 13 日農林水産省告示第 538 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>第 2～第 10 （略）</p> <p>（軽微な変更）</p> <p>第 11 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。</p> <p>1 別表の事業等の欄に掲げる（1）、（2）、（8）、（9）、（10）、（11）<u>及び（13）</u>の事業（ただし、（2）の事業のうち地理情報システム高度利用推進事業、（8）の事業のうち実施計画等策定事業（実施計画策定事業に限る。）、草地畜産基盤整備事業、農村環境計画策定事業、<u>農業基盤整備促進事業及びスマート田んぼダム実証事業</u>、（9）の事業のうち実施計画等策定事業（実施計画策定事業に限る。）及び農村環境計画策定事業、（10）の事業のうち実施計画策定事業（施設計画策定事業に限る。）、（11）の事業のうち実施計画等策定事業（計画策定事業に限る。）並びに（13）の事業のうち計画策定等事業を除く。）に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>2～9 （略）</p> <p><u>10 別表の事業等の欄に掲げる（8）の事業のうちスマート田んぼダム実証事業に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更</u></p> <p><u>（1）都道府県、市町村又は土地改良区が行う事業</u></p> <p><u>ア 地区の変更</u></p> <p><u>イ 各費目の 30 パーセントを超える額の増減。ただし、増減額が 400 万円以下の場合を除く。</u></p> <p><u>（2）公募団体が行う事業</u></p> <p><u>各費目の 30 パーセントを超える額の増減。ただし、増減額が 400 万円以下の場合を除く。</u></p>

第12 (略)

(状況報告)

第13

1・2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、補助事業者が当該補助事業について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況報告について、(昭和42年5月1日付蔵計第946号大蔵大臣通知)に係る報告を、各交付決定の単位により、別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等が管轄する組織に行っている場合は、第1項の規定による報告を省略することができる。

4 (略)

第14 (略)

(実績報告)

第15 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき(第10第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。)は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日)までに、実績報告書を別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先に提出しなければならない。

2・3 (略)

4 第4第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

5 第4第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等に報告するとともに、別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等に報告しなければならない。

第16・第17 (略)

(交付決定の取消等)

第18 別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等は、第10第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6第1項及び第2項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) (略)

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3)・(4) (略)

(5) 間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合

第12 (略)

(状況報告)

第13

1・2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、補助事業者が当該補助事業について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況報告について、(昭和42年5月1日付蔵計第946号)に係る報告を、各交付決定の単位により、別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等が管轄する組織に行っている場合は、第1項の規定による報告を省略することができる。

4 (略)

第14 (略)

(実績報告)

第15 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき(第10第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。)は、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日)までに、実績報告書を別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先に提出しなければならない。

2・3 (略)

4 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

5 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等に報告するとともに、別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等に報告しなければならない。

第16・第17 (略)

(交付決定の取消等)

第18 別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等は、第10第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) (略)

(2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3)・(4) (略)

(5) 間接補助事業者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(6) (略)

2～4 (略)

第19・第20 (略)

(残存物件の処理)

第21 補助事業者は、**補助事業**が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格等を別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等に報告しその指示を受けなければならない。

第22・第23 (略)

(電子情報処理組織による申請等)

第24 補助事業者は、第4第1項の規定による交付の申請、第7の規定による申請の取下げ、第10第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第13の規定による状況報告、第14の規定による概算払請求、**第15第1項の規定による実績報告、第15第2項の規定による年度終了実績報告及び第15第5項の規定による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告**（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2・3 (略)

4 補助事業者が**第1項**の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

第25 (略)

別記1・2 (略)

(6) (略)

2～4 (略)

第19・第20 (略)

(残存物件の処理)

第21 補助事業者は、**補助事業等**が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格等を別記2に掲げる補助事業者の区分に応じた決定者等に報告しその指示を受けなければならない。

第22・第23 (略)

(電子情報処理組織による申請等)

第24 補助事業者は、第4第1項の規定による交付の申請、第7の規定による申請の取下げ、第10第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第13の規定による状況報告、第14の規定による概算払請求、**第15第1項による実績報告**（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2・3 (略)

4 補助事業者が**第2項**の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

第25 (略)

別記1・2 (略)

別表（第3関係）

事業等	事業等又は補助 対象事業の区分	採 択 基 準 等	補 助 率		摘 要
			都 府 県	北 海 道	
(1)・(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(3) 全国土地改良事業団体連合会が行う土地改良施設維持管理適正化事業	土地改良施設維持管理適正化事業 (1)～(3) (略) (4) 防災減災機能等強化事業	1 <u>土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知）第2の1及び2に掲げる事業に該当するもの</u> 2 都道府県土地改良事業団体連合会は <u>土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱第2の5に規定する連合会拠出金を同要綱第4の1の規定に基づき</u> 拠出すること。 3 (略)			「事業等又は補助対象事業の区分」欄の(1)～(3)の事業にあつては、土地改良区等が行う土地改良施設の整備補修に要する経費の10分の9に充てる額の3分の1以内。 「事業等又は補助対象事業の区分」欄の(4)の事業にあつては、土地改良区等が行う土地改良施設の整備に要する経費の2分の1以内。 土地改良施設維持管理適正化事業に係る事務については、当該事務に要する経費の50%以内
(4)～(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

別表（第3関係）

事業等	事業等又は補助 対象事業の区分	採 択 基 準 等	補 助 率		摘 要
			都 府 県	北 海 道	
(1)・(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(3) 全国土地改良事業団体連合会が行う土地改良施設維持管理適正化事業	土地改良施設維持管理適正化事業 (1) 土地改良施設維持管理適正化事業 (2) 施設改善特別対策事業 (3) 安全管理施設整備対策事業 (新設)	1 <u>全国土地改良事業団体連合会が当該年度の当該事業に要する経費の3分の2以上を造成する。</u> 2 都道府県土地改良事業団体連合会は <u>地方公共団体からの補助金を受けて当該都道府県土地改良事業団体連合会に係る経費の3分の2以上を全国土地改良事業団体連合会に</u> 拠出すること。 3 (略)			土地改良区等が行う土地改良施設の整備補修に要する経費の10分の9に充てる額の3分の1以内。 <u>ただし</u> 、土地改良施設維持管理適正化事業に係る事務については、当該事務に要する経費の50%以内
(4)～(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

<p>(7) 都道府県が行う土地改良融資事業等指導監督並びに市町村、都道府県土地改良事業団体連合会及び土地改良区が行う土地改良融資事業等指導監督に要する経費に対し都道府県が補助する事業並びに都道府県土地改良事業団体連合会及び公募団体が行う土地改良融資事業等指導監督</p>	<p>(略)</p>	<p>土地改良事業の実施に必要とされる指導、監督等であって、次に掲げるもの (1) (略) (2) <u>市町村</u>、都道府県土地改良事業団体連合会及び土地改良区が行う土地改良区体制強化事業（都道府県土地改良事業団体連合会が行う市町村単位での合併モデル構築、複式簿記会計に関する巡回指導、会計の専門家の配置、<u>基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修</u>及び技術実践向上研修を除く。）に要する経費に対し、都道府県が補助する事業 (3) (略) (4) 都道府県土地改良事業団体連合会が行う土地改良区体制強化事業のうち市町村単位での合併モデル構築、複式簿記会計に関する巡回指導、<u>会計の専門家の配置及び基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修</u>に要する経費に対し、都道府県が補助する事業 (5)・(6) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(7) 都道府県が行う土地改良融資事業等指導監督並びに都道府県土地改良事業団体連合会及び土地改良区が行う土地改良融資事業等指導監督に要する経費に対し都道府県が補助する事業並びに都道府県土地改良事業団体連合会及び公募団体が行う土地改良融資事業等指導監督</p>	<p>(略)</p>	<p>土地改良事業の実施に必要とされる指導、監督等であって、次に掲げるもの (1) (略) (2) 都道府県土地改良事業団体連合会及び土地改良区が行う土地改良区体制強化事業（都道府県土地改良事業団体連合会が行う市町村単位での合併モデル構築、複式簿記会計に関する巡回指導、会計の専門家の配置及び技術実践向上研修を除く。）に要する経費に対し、都道府県が補助する事業 (3) (略) (4) 都道府県土地改良事業団体連合会が行う土地改良区体制強化事業のうち市町村単位での合併モデル構築、複式簿記会計に関する巡回指導及び<u>会計の専門家の配置</u>に要する経費に対し、都道府県が補助する事業 (5)・(6) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(8) 都道府県、市町村、農業者団体及び公募団体が行う農業競争力強化農地整備事業、市町村及び土地の農業競争力強化農地整備事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業</p>	<p>1 農地整備事業 (1) (略) (削る)</p>	<p>(略) (削る)</p>	<p>(略) (削る)</p>	<p>(略) (削る)</p>	<p>(略)</p>	<p>(8) 都道府県、市町村、農業者団体及び公募団体が行う農業競争力強化農地整備事業、市町村及び土地の農業競争力強化農地整備事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業</p>	<p>1 農地整備事業 (1) (略) (2) <u>耕作放棄地型</u></p>	<p>(略) (1) <u>農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第6の1の要件に該当するもの（ただし、農業経営高度化支援事業のうち耕作放棄地解消支援事業及び耕作放棄地活用推進事業を除く。）</u></p>	<p>(略) (1) <u>当該補助事業費の50%</u> (2) <u>沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の75%</u> (3) <u>離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%</u></p>	<p>(略) (1) <u>当該補助事業費の50%</u> (2) <u>離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%</u></p>	<p>(略)</p>

地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものについては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%

(4) 奄美群島において行うものについては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の60%

(5) 水田農業高収益化計画（水田農業高収益化推進計画の策定について（令和2年4月1日付け元生産第2167号・元農振第3757号・元政統第2085号農林水産省生産局長・農村振興局長・政策統括官通知）に基づいて都道府県が策定した計画をいう。以下同じ。）又は輸出事業計画（輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）に基づいて認定された輸出事業計画をいう。以下同じ。）の策定地域で行うものについては、(1)の規定にかかわらず定額（ただし、最長4年間で、2の(2)の経営体

地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものについては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55%

(3) 水田農業高収益化計画又は輸出事業計画の策定地域で行うものについては、(1)の規定にかかわらず定額（ただし、最長4年間で、2の(2)の経営体育成促進換地等調整事業における交付額と併せて5,000万円を上限とする。）

	(2) <u>経営体育成促進 換地等調整事業</u>		る。) (1)～(4) (略) (5) <u>水田農業高収益 化計画又は輸出事 業計画の策定地域 で行うものにあっ ては、(1)の規定 にかかわらず定額 (ただし、最長4 年間で、2の(1) の実施計画策定事 業における交付額 と併せて5,000万 円を上限とする。)</u>	(1)・(2) (略) (3) <u>水田農業高 収益化計画又 は輸出事業計 画の策定地域 で行うものに あつては、 (1)の規定に にかかわらず定 額(ただし、 最長4年間 で、2の(1) の実施計画策 定事業におけ る交付額と併 せて5,000万 円を上限とす る。)</u>		(2) <u>換地等調整事業</u>		(1)～(4) (略) (新設)	(1)・(2) (略) (新設)	
	3～5 (略) (削る)	(略) (削る)	(略) (削る)	(略) (削る)		3～5 (略) <u>6 スマート田んぼ ダム実証事業</u>	(略) <u>農業競争力強化農地整備事 業実施要綱(平成30年3月30 日付け29農振第2604号農林水 産事務次官依命通知)第6の 1の要件に該当するもの</u>	(略) 定額	(略) 定額	
(9) 都道府県が 行う農地中間 管理機構関連 農地整備事 業、市町村及 び土地改良区 等が行う農地 中間管理機構 関連農地整備 事業に要する 経費に対し都 道府県が補助 する事業	1 (略) 2 実施計画等策定 事業 (1) 実施計画策定事 業	(略)	(略) <u>(1) 当該補助事業費 の62.5%</u> <u>(2) 沖縄県において 行うものにあつて は、(1)の規定に にかかわらず、当該 補助事業費の82.5 %</u> <u>(3) 奄美群島におい て行うものにあつ ては、(1)の規定 にかかわらず、当 該補助事業費の67 %</u> <u>(4) 水田農業高収益 化計画又は輸出事 業計画の策定地域 で行うものにあつ ては、(1)の規定 にかかわらず定額 (ただし、最長4 年間で、2の(2)</u>	(略) <u>(1) 当該補助事 業費又は当該 間接補助事業 費の50%</u> <u>(2) 水田農業高 収益化計画又 は輸出事業計 画の策定地域 で行うものに あつては、 (1)の規定に にかかわらず定 額(ただし、 最長4年間 で、2の(2) の経営体育成 促進換地等調 整事業におけ る交付額と併 せて5,000万 円を上限とす る。)</u>		(9) 都道府県が 行う農地中間 管理機構関連 農地整備事 業、市町村及 び土地改良区 等が行う農地 中間管理機構 関連農地整備 事業に要する 経費に対し都 道府県が補助 する事業	1 (略) 2 実施計画等策定 事業 (1) 実施計画策定事 業	(略)	(略) <u>当該補助事業費の6 2.5%</u>	(略) <u>当該補助事業費 の62.5%</u>

	(2) 経営体育成促進 換地等調整事業		<u>の経営体育成促進 換地等調整事業に おける交付額と併 せて5,000万円を 上限とする。)</u> (1)～(4) (略) (5) <u>水田農業高収益 化計画又は輸出事 業計画の策定地域 で行うものにあつ ては、(1)の規定 にかかわらず定額 (ただし、最長4 年間で、2の(1) の実施計画策定事 業における交付額 と併せて5,000万 円を上限とする。)</u>	(1) <u>当該間接補 助事業費の6 2.5%</u> (2) <u>水田農業高 収益化計画又 は輸出事業計 画の策定地域 で行うものに あつては、 (1)の規定に かかわらず定 額(ただし、 最長4年間 で、2の(1) の実施計画策 定事業におけ る交付額と併 せて5,000万 円を上限とす る。)</u>			(2) 経営体育成促進 換地等調整事業	(1)～(4) (略) (新設)	<u>当該間接補助事 業費の62.5%</u>		
	3 (略)	(略)	(略)	(略)			3 (略)	(略)	(略)		
(10) 都道府県 が行う水利施 設等保全高度 化事業、市町 村及び土地改 良区等が行う 水利施設等保 全高度化事業 に要する経費 に対し都道府 県が補助する 事業	1 水利施設整備事 業 (1)～(7) (略)	(略)	(略)	(略)	事業等又は 補助事業の 区分の欄の 1の水利施 設整備事業 (11)の事 業を除く。)又 は2の畑地 帯総合整備 事業と併せ 行う農村地 域防災減災 事業の補助 率について は、農地防 災事業等補 助金交付要 綱(昭和38 年8月30日 付け31農地 第4122号		(10) 都道府県 が行う水利施 設等保全高度 化事業、市町 村及び土地改 良区等が行う 水利施設等保 全高度化事業 に要する経費 に対し都道府 県が補助する 事業	1 水利施設整備事 業 (1)～(7) (略)	(略)	(略)	事業等又は 補助事業の 区分の欄の 1の水利施 設整備事業 (10)の事 業を除く。)又 は2の畑地 帯総合整備 事業と併せ 行う農村地 域防災減災 事業の補助 率について は、農地防 災事業等補 助金交付要 綱(昭和38 年8月30日 付け31農地 第4122号

				農林事務次官依命通知)によるものとする。					農林事務次官依命通知)によるものとする。
(8) 低炭素農業水利システム構築型	水利施設等保全高度化事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知)第6の要件に該当するもの	(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の80% (3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55% (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の65%。	(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50% (2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55%		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
(9) 洪水調節機能強化型	(削る)	(削る)	(削る)		(8) 洪水調節機能強化型	水利施設等保全高度化事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知)第6の要件に該当するもの	(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の80% (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定	(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50% (2) 緊急水管理システム整備事業を実施するものにあつては、(1)の規定にかかわらず定額	

型				
(11) 簡易整備型	(略)	(略)	(略)	(略)
2 畑地帯総合整備事業				
(1) 畑地帯総合整備型				
ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
イ 担い手支援対策	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）第6の要件に該当するもの <u>(ただし、農業経営高度化支援事業を除く。)</u>	(略)	(略)	(略)
(2) 畑地帯総合整備 中山間地域型				
ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
イ 担い手支援対策	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）第6の要件に該当するもの <u>(ただし、農業経営高度化支援事業を除く。)</u>	(略)	(略)	(略)
(3)・(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 農業経営高度化支援事業	(略)	(1) (略) (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の80% (ただし、畑地帯総合整備型又は畑地帯総合整備中山間地域型として実施する場合 <u>に</u> あつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の75%) (3) (略) (4) 奄美群島におい	(1) (略) (2) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50% (ただし、畑地帯総合整備型又は畑地帯総合整備中山間地域型として実施する場合 <u>に</u> あつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の52%) (3)・(4) (略)	(略)

(10) 簡易整備型	(略)	(略)	(略)	(略)
2 畑地帯総合整備事業				
(1) 畑地帯総合整備型				
ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
イ 担い手支援対策	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）第6の要件に該当するもの	(略)	(略)	(略)
(2) 畑地帯総合整備 中山間地域型				
ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
イ 担い手支援対策	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）第6の要件に該当するもの	(略)	(略)	(略)
(3)・(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 農業経営高度化支援事業	(略)	(1) (略) (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の80% (ただし、畑地帯総合整備型又は畑地帯総合整備中山間地域型として実施する場合 <u>の</u> あつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の75%) (3) (略) (4) 奄美群島におい	(1) (略) (2) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50% (ただし、畑地帯総合整備型又は畑地帯総合整備中山間地域型として実施する場合 <u>の</u> あつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の52%) (3)・(4) (略)	(略)

			て行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の65%(ただし、畑地帯総合整備型又は畑地帯総合整備中山間地域型として実施する場合にあっては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の2/3)					て行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の65%(ただし、畑地帯総合整備型又は畑地帯総合整備中山間地域型として実施する場合にあっては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の2/3)		
	3 実施計画策定事業	(略)	(5)～(8) (略)	(1)～(5) (略)	(1)～(3) (略)			(5)～(8) (略)	(1)～(5) (略)	(1)～(3) (略)
			(6) 水利用調整事業のうち、水田農業高収益化推進計画に係る産地推進計画に必要な水利使用の見直し及び小水力発電施設の発電用水の確保に必要な水利使用の見直しの場合にあつては、(1)から(4)までの規定にかかわらず、定額	(4) 水利用調整事業のうち、水田農業高収益化推進計画に係る産地推進計画に必要な水利使用の見直し及び小水力発電施設の整備に係る発電水利権の確保に必要な水利使用の見直しの場合にあつては、(1)及び(2)までの規定にかかわらず、定額				(6) 水利用調整事業のうち、水田農業高収益化推進計画に係る産地推進計画に必要な水利使用の見直しの場合にあつては、(1)から(4)までの規定にかかわらず、定額	(4) 水利用調整事業のうち、水田農業高収益化推進計画に係る産地推進計画に必要な水利使用の見直しの場合にあつては、(1)及び(2)までの規定にかかわらず、定額	
(11) 都道府県が行う中山間地域農業農村総合整備事業、市町村及び地域協議会等が行う中山間地域農業農村総合整備事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
	3 実施計画策定事業	(略)								
(11) 都道府県が行う中山間地域農業農村総合整備事業、市町村が行う中山間地域農業農村総合整備事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業	(略)	(略)								

(12) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(12) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(13) 都道府県が行う農村整備事業、市町村及び土地改良区等が行う農村整備事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業	(略)	(略)	(略)	(略)	(13) 都道府県が行う農村整備事業、市町村が行う農村整備事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業	(略)	(略)	(略)	(略)
(14) 都道府県が行う土地改良施設突発事故復旧事業、市町村及び土地改良区等が行う土地改良施設突発事故復旧事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業	土地改良施設突発事故復旧事業	土地改良施設突発事故復旧事業（補助）実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2308号農林水産事務次官依命通知）第5の2の要件に該当するもの	<p>(1) 当該補助事業費の50%</p> <p>(2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の80%</p> <p>(3) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の52%</p> <p>(4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の2/3</p> <p>(5) 過疎地域、振興山村、半島振興対策実施地域又は特定農山村地域（これらの地域を含む市町村を含む。）において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%（ただし、離島の過疎地域、振興山村、半島振興対策実施地域又は特定農山村地域（これらの地域を含む市町村を含む。）において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の60%）</p>	<p>(1) 当該補助事業費の50%</p> <p>(2) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の52%</p> <p>(3) 過疎地域、振興山村、半島振興対策実施地域又は特定農山村地域（これらの地域を含む市町村を含む。）において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の60%</p>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

は、当該補助事業
費の60%)

(備考1) (略)

(備考2)

特定市町村の区域のうち離島、半島振興対策実施地域、特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯若しくは指定棚田地域又は特別特定市町村の区域以外の区域内において行う事業（別表の事業等の欄の(14)に掲げる事業を除く。）については、令和3年度から令和8年度までの間の交付率を、事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和3年度にあつては55%、令和4年度にあつては55%、令和5年度にあつては54%、令和6年度にあつては53%、令和7年度にあつては52%、令和8年度にあつては51%とする。

(備考3)

特別特定市町村の区域のうち離島、半島振興対策実施地域、特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯又は指定棚田地域の区域以外の区域内において行う事業（別表の事業等の欄の(14)に掲げる事業を除く。）については、令和3年度から令和9年度までの間の交付率を、事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和3年度にあつては55%、令和4年度にあつては55%、令和5年度にあつては55%、令和6年度にあつては54%、令和7年度にあつては53%、令和8年度にあつては52%、令和9年度にあつては51%とする。

(備考4)

別表の事業等の欄の(14)に掲げる事業を、特定市町村に該当する市町村のうち半島振興対策実施地域、振興山村若しくは特定農山村地域を含む市町村又は特別特定市町村に該当する市町村以外の市町村において行う場合は、令和4年度から令和8年度までの交付率を、事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和4年度にあつては55%、令和5年度にあつては54%、令和6年度にあつては53%、令和7年度にあつては52%、令和8年度にあつては51%とし、離島の特別特定市町村に該当する市町村のうち半島振興対策実施地域、振興山村若しくは特定農山村地域を含む市町村又は特別特定市町村以外の市町村において行う場合は、令和4年度から令和8年度までの交付率を、事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和4年度にあつては60%、令和5年度にあつては58.4%、令和6年度にあつては56.8%、令和7年度にあつては55.2%、令和8年度にあつては53.6%とする。

(備考5)

別表の事業等の欄の(14)に掲げる事業を、特別特定市町村に該当する市町村うち半島振興対策実施地域、振興山村又は特定農山村地域を含む市町村以外の市町村において行う場合は、令和4年度から令和9年度までの交付率を、事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和4年度にあつては55%、令和5年度にあつては55%、令和6年度にあつては54%、令和7年度にあつては53%、令和8年度にあつては52%、令和9年度にあつては51%とし、離島の特別特定市町村に該当する市町村うち半島振興対策実施地域、振興山村又は特定農山村地域を含む市町村以外の市町村において行う場合は、令和4年度から令和9年度までの交付率を、事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和4年度にあつては60%、令和5年度にあつては60%、令和6年度にあつては58.4%、令和7年度にあつては56.8%、令和8年度にあつては55.2%、令和9年度にあつては53.6%とする。

(備考1) (略)

(備考2)

特定市町村の区域のうち離島、半島、特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯及び指定棚田地域並びに特別特定市町村の区域以外の区域内において行う事業については、令和3年度から令和8年度までの間の交付率を、実施要綱第14の2による事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和3年度にあつては55%、令和4年度にあつては55%、令和5年度にあつては54%、令和6年度にあつては53%、令和7年度にあつては52%、令和8年度にあつては51%とする。

(備考3)

特別特定市町村の区域のうち離島、半島、特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯及び指定棚田地域の区域以外の区域内において行う事業については、令和3年度から令和9年度までの間の交付率を、実施要綱第14の2による事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和3年度にあつては55%、令和4年度にあつては55%、令和5年度にあつては55%、令和6年度にあつては54%、令和7年度にあつては53%、令和8年度にあつては52%、令和9年度にあつては51%とする。

(新設)

(新設)

別記様式第1号（第4関係）

〇〇年度 〇〇事業補助金交付申請書

（略）

記

- 1 （略）
- 2 収支予算書（別紙第1のとおり。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業補助、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策 及び地理情報システム高度利用推進事業にあつては不要とする。）
- 3 経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画（別紙第2のとおり。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業補助にあつては別紙第3及び別紙第4、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策 及び地理情報システム高度利用推進事業にあつては別紙第5及び別紙第6のとおり。）

- 4 （略）
- 5 添付書類

（略）
（注1）・（注2） （略）

（注3）都道府県の補助金交付規定又は要綱について、都道府県のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略できる。

別紙第1～4 （略）

別紙第5
経費の配分及び負担区分
（略）
（記載要領）

「区分」欄には、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあつては、「(1)特定被災土地改良区復旧支援助成金」、「(2)特定被災土地改良区復興支援対策の実施に必要な事務費」を記載し、地理情報システム高度利用推進事業にあつては、補助事業者が都道府県の場合は、「国営及び国営関連事業地区における実証調査に必要な経費」を記載し、補助事業者が公募団体の場合は、「施設管理の省力化・高度化を図る取組の全国展開に必要な経費」を記載すること。

別紙第6

別記様式第1号（第4関係）

〇〇年度 〇〇事業補助金交付申請書

（略）

記

- 1 （略）
- 2 収支予算書（別紙第1のとおり。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業補助、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策、地理情報システム高度利用推進事業及びスマート田んぼダム実証事業にあつては不要とする。）
- 3 経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画（別紙第2のとおり。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業補助にあつては別紙第3及び別紙第4、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策、地理情報システム高度利用推進事業及びスマート田んぼダム実証事業にあつては別紙第5及び別紙第6のとおり。）

- 4 （略）
- 5 添付書類

（略）
（注1）・（注2） （略）

（新設）

別紙第1～4 （略）

別紙第5
経費の配分及び負担区分
（略）
（記載要領）

「区分」欄には、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあつては、「(1)特定被災土地改良区復旧支援助成金」、「(2)特定被災土地改良区復興支援対策の実施に必要な事務費」を記載し、地理情報システム高度利用推進事業にあつては、補助事業者が都道府県の場合は、「国営及び国営関連事業地区における実証調査に必要な経費」を記載し、補助事業者が公募団体の場合は、「施設管理の省力化・高度化を図る取組の全国展開に必要な経費」を記載し、スマート田んぼダム実証事業にあつては、補助事業者が都道府県、市町村又は土地改良区の場合は、工事費の費目の純工事費（工事の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地借料等。ただし、請負施行の場合にあつては、これらの費用のほか船舶機械損料、営繕損料及び諸経費を含む。）、測量設計費（工事の施行に必要な調査、測量、試験及び設計に要する費用）、船舶及機械器具費（工事の施行に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費、据付費、撤去費及び修理若しくは製作に要する費用）、用地費及補償費（工事の施行に必要な土地等の買収費、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。））並びに調査・調整費（土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用）を記載し、補助事業者が公募団体の場合は、「スマート田んぼダムの実施に対する指導・助言、横展開を図る手法の検討」を記載すること。

別紙第6

事業の内容及び計画（又は実績）

(表) (略)

(記載要領)

「区分」欄には、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあっては、「(1)特定被災土地改良区復旧支援助成金」、「(2)特定被災土地改良区復興支援対策の実施に必要な事務費」を記載し、地理情報システム高度利用推進事業にあっては、補助事業者が都道府県の場合は、「国営及び国営関連事業地区における実証調査」を記載し、補助事業者が公募団体の場合は、「施設管理の省力化・高度化を図る取組の全国展開」を記載すること。

別紙様式第2号・別紙様式第3号 (略)

別記様式第4号(第12関係)

〇〇年度 〇〇事業費補助金遅延届出書

(略)

記

- 1 (略)
- 2 補助事業の遂行状況

(表) (略)

(記載要領)

- 1 (略)
- 2 「区分」の欄には、別記様式第1号別紙第1の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。ただし、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策及び地理情報システム高度利用推進事業にあっては別紙第5の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

- 3 (略)

別記様式第5号(第13関係)

〇〇年度 〇〇事業補助金事業遂行状況報告書

(略)

記

別紙第7 (略)

別紙第8

(表) (略)

(記載要領)

- 1 「区分」の欄には、別記様式第1号別紙第1の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業にあっては別紙第3の「費目」の欄に記載された

事業の内容及び計画（又は実績）

(表) (略)

(記載要領)

「区分」欄には、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあっては、「(1)特定被災土地改良区復旧支援助成金」、「(2)特定被災土地改良区復興支援対策の実施に必要な事務費」を記載し、地理情報システム高度利用推進事業にあっては、補助事業者が都道府県の場合は、「国営及び国営関連事業地区における実証調査」を記載し、補助事業者が公募団体の場合は、「施設管理の省力化・高度化を図る取組の全国展開」を記載し、補助事業者が都道府県、市町村又は土地改良区の場合は、「スマート田んぼダム実証事業にあっては、補助事業者が都道府県、市町村又は土地改良区の場合は、「スマート田んぼダムの効果や課題に関する調査」を記載し、補助事業者が公募団体の場合は、「スマート田んぼダムの実施に対する指導・助言、横展開を図る手法の検討」を記載すること。

別紙様式第2号・別紙様式第3号 (略)

別記様式第4号(第12関係)

〇〇年度 〇〇事業費補助金遅延届出書

(略)

記

- 1 (略)
- 2 補助事業の遂行状況

(表) (略)

(記載要領)

- 1 (略)
- 2 「区分」の欄には、別記様式第1号別紙第1の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。ただし、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策、地理情報システム高度利用推進事業及びスマート田んぼダム実証事業にあっては別紙第5の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

- 3 (略)

別記様式第5号(第13関係)

〇〇年度 〇〇事業補助金事業遂行状況報告書

(略)

記

別紙第7 (略)

別紙第8

(表) (略)

(記載要領)

- 1 「区分」の欄には、別記様式第1号別紙第1の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業にあっては別紙第3の「費目」の欄に記載された

事項について記載することとし、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策及び地理情報システム高度利用推進事業については別紙第5の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

2 (略)

別記様式第6号(第14関係)

〇〇年度_〇〇事業補助金概算払請求書

(略)

記

(表) (略)

(記載要領)

1 (略)

2 「区分」の欄には、別記様式第1号別紙第1の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業については別紙第3の「費目」の欄に記載された事項について記載することとし、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策及び地理情報システム高度利用推進事業については別紙第5の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

別記様式第7号(第15第1項関係)

〇〇年度 〇〇事業補助金実績報告書

(略)

記

1 (略)

2 収支精算書(別紙第9のとおり。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業については別紙第10、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策及び地理情報システム高度利用推進事業については別紙第11のとおり。)

3 経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び実績(別紙第2のとおり。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業については別紙第3及び別紙第4、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策及び地理情報システム高度利用推進事業については別紙第5及び別紙第6のとおり。なお、いずれの事業においても、残存物件又は取得財産があるときは、別紙第12又は別紙第13を添付すること。)

4・5 (略)

(注1)～(注5) (略)

別紙第9・別紙第10 (略)

別紙第11

収支精算書

(表) (略)

(記載要領)

事項について記載することとし、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策、地理情報システム高度利用推進事業及びスマート田んぼダム実証事業については別紙第5の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

2 (略)

別記様式第6号(第14関係)

〇〇年度_〇〇事業補助金概算払請求書

(略)

記

(表) (略)

(記載要領)

1 (略)

2 「区分」の欄には、別記様式第1号別紙第1の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業については別紙第3の「費目」の欄に記載された事項について記載することとし、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策、地理情報システム高度利用推進事業及びスマート田んぼダム実証事業については別紙第5の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

別記様式第7号(第15第1項関係)

〇〇年度 〇〇事業補助金実績報告書

(略)

記

1 (略)

2 収支精算書(別紙第9のとおり。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業については別紙第10、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策、地理情報システム高度利用推進事業及びスマート田んぼダム実証事業については別紙第11のとおり。)

3 経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び実績(別紙第2のとおり。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業については別紙第3及び別紙第4、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策、地理情報システム高度利用推進事業及びスマート田んぼダム実証事業については別紙第5及び別紙第6のとおり。なお、いずれの事業においても、残存物件又は取得財産があるときは、別紙第12又は別紙第13を添付すること。)

4・5 (略)

(注1)～(注5) (略)

別紙第9・別紙第10 (略)

別紙第11

収支精算書

(表) (略)

(記載要領)

「区分」欄には、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあっては、「(1)特定被災土地改良区復旧支援助成金」、「(2)特定被災土地改良区復興支援対策の実施に必要な事務費」を記載し、地理情報システム高度利用推進事業にあっては、補助事業者が都道府県の場合は、「国営及び国営関連事業地区における実証調査」を記載し、補助事業者が公募団体の場合は、「施設管理の省力化・高度化を図る取組の全国展開」を記載すること。

「区分」欄には、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあっては、「(1)特定被災土地改良区復旧支援助成金」、「(2)特定被災土地改良区復興支援対策の実施に必要な事務費」を記載し、地理情報システム高度利用推進事業にあっては、補助事業者が都道府県の場合は、「国営及び国営関連事業地区における実証調査」を記載し、補助事業者が公募団体の場合は、「施設管理の省力化・高度化を図る取組の全国展開」を記載し、スマート田んぼダム実証事業にあっては、補助事業者が都道府県、市町村又は土地改良区の場合は、工事費の費目の純工事費（工事の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地借料等。ただし、請負施行の場合にあっては、これらの費用のほか船舶機械損料、営繕損料及び諸経費を含む。）、測量設計費（工事の施行に必要な調査、測量、試験及び設計に要する費用）、船舶及機械器具費（工事の施行に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費、据付費、撤去費及び修理若しくは製作に要する費用）、用地費及補償費（工事の施行に必要な土地等の買収費、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。））並びに調査・調整費（土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用）を記載し、補助事業者が公募団体の場合は、「スマート田んぼダムの実施に対する指導・助言、横展開を図る手法の検討」を記載すること。

別記様式第8号（第15第2項関係）

〇〇年度 〇〇事業補助金年度終了実績報告書

（略）

記

（表） （略）

（注1） （略）

（注2）「区分」の欄には、別記様式第1号別紙第1の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。ただし、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策及び地理情報システム高度利用推進事業にあっては別紙第5の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

（注3）・（注4） （略）

別記様式第8号（第15第2項関係）

〇〇年度 〇〇事業補助金年度終了実績報告書

（略）

記

（表） （略）

（注1） （略）

（注2）「区分」の欄には、別記様式第1号別紙第1の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。ただし、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策、地理情報システム高度利用推進事業及びスマート田んぼダム実証事業にあっては別紙第5の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

（注3）・（注4） （略）

附 則

この通知は、令和4年4月1日から施行する。